

福岡県医発第 25号 (地)

平成18年4月7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康



広告が可能な医師の専門性に関する資格名等について

標記の件につきまして日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、いわゆる「専門医資格」の広告のための厚生労働大臣への届出について、新たに、日本呼吸器内視鏡学会、日本歯科麻酔学会及び日本小児科学会からの専門医資格の届出が厚生労働大臣に受理されたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件の各学会からの届出にあたり日本医師会より別記の意見を厚生労働省に提出しており、その結果、別記2については、今般の厚生労働省のなお書きに反映されております。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

平成 1 8 年 3 月 2 9 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長

植 松 治 雄

広告が可能な医師の専門性に関する資格名等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、いわゆる「専門医資格」の広告のための厚生労働大臣への届出につきまして、今般、新たに、日本呼吸器内視鏡学会、日本歯科麻酔学会及び日本小児歯科学会の届出が厚生労働大臣に受理されたことに伴い、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県医政主管部（局）長宛に標記の通知がなされるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

なお、本件の各学会からの届出にあたり、本会では、別記の意見を厚生労働省に対して提出しております。別記 2 の意見については、前回同様に今般の厚生労働省通知のなお書きに反映されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会及び医療機関に対する周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

追って、本会一般向けホームページにても、本件につき簡単にご説明しておりますので、ご参照いただけましたら幸甚に存じます。

1 . 歯科医業に関する資格について

- 医師及び歯科医師のいずれにも、専門性に関する資格を認定している場合においては、その認定団体が、医学に関する団体（医師が8割以上を占める団体）にあっては医師に、また歯学に関する団体（歯科医師が8割以上を占める団体）にあっては歯科医師に限って、その広告を認めるべきであること。
- 歯学に関する資格が医学に関するものと誤認されるおそれのある場合においては、患者等に混乱をもたらし、適切な受診機会を奪いかねないため、その資格を有する者が歯科医師であることを必ず明記するべきであること。

2 . 医師の専門性に関する資格を有する旨の広告の方法について

医療機関が広告することのできるいわゆる専門医資格とは、あくまでも、各学会等が認定した資格に過ぎないのであって、厚生労働省その他の公的機関が認定するものではない。

しかしながら、平成14年に資格広告が認められて以降、本来は「○○学会認定」という文言を資格名の前に付けなければならないにも関わらず、それを怠ったり、「厚生労働省認定」などと付けたりして、あたかも公的資格かのような表示を行い、患者を誤認させかねない例が見られることは遺憾である。

今後届出が行われる資格のみならず、既に届出が受理されている資格についても、適法ではない広告をしている医療機関や広告会社、マスメディアに対し、適切な対処を図るべきである。

医政総発第0324002号
平成18年3月24日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」の一部改正について

標記につきまして、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長あてに通知しましたので送付させていただきます。その趣旨を御了知いただき、傘下会員に対する周知、協力方よろしくお願い申し上げます。

医政総発第0324001号
平成18年3月24日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」の一部改正について

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項」（平成14年厚生労働省告示第158号）第26号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等に関しては、先に「広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について」（平成14年7月17日医政総発第0717001号医政局総務課長通知。以下「平成14年通知」という。）をもって通知したところであるが、今般、下記のとおり平成14年通知の一部を改正し、広告することができる資格名を追加することとしたので通知する。

また、貴管下の保健所設置市、特別区に対しても周知をお願いする。

なお、医師等の専門性に関する資格名を広告するに当たっては、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等について」（平成14年4月1日医政発第0401012号医政局長通知）の第2の2(7)オの「医師○○○○（○○学会認定○○専門医）」のような形態を主に想定しているので、当該通知の趣旨を踏まえた広告内容となるよう、貴管下の医療機関・関係団体等に対する周知・指導等に当たっては特に留意されたい。

記

平成14年通知の表について、特定非営利活動法人 日本レーザー医学会の項の次に次のように加える。

特定非営利活動法人	日本呼吸器内視鏡学会	気管支鏡専門医	医師	平成18年3月24日	(03)3238-3011
有限責任中間法人	日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医	歯科医師	平成18年3月24日	(03)3947-8891
有限責任中間法人	日本小児歯科学会	小児歯科専門医	歯科医師	平成18年3月24日	(03)3947-8891

改正後全文

医政総発第 0717001 号
平成 14 年 7 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

広告が可能な医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等について

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告できる事項」（平成 14 年厚生労働省告示第 158 号）第 26 号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格名等は別紙のとおりであり、それぞれの届出受理年月日欄に記載の日以降広告することが可能になったので通知する。

(別紙)

団体名	資格名	広告できる資格者	届出受理年月日	連絡先
(社) 日本整形外科学会	整形外科専門医	医 師	平成14年7月17日	(03)3816-3671
(社) 日本皮膚科学会	皮膚科専門医	医 師	平成14年7月17日	(03)3811-5099
(社) 日本麻酔科学会	麻酔科専門医	医 師	平成14年7月17日	(03)3815-0590
(社) 日本医学放射線学会	放射線科専門医	医 師	平成14年10月1日	(03)3814-3077
(財) 日本眼科学会	眼科専門医	医 師	平成14年10月1日	(03)3295-2360
(社) 日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	医 師	平成14年10月1日	(03)3260-2296
(社) 日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	医 師	平成14年12月16日	(03)3443-3085
(社) 日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	医 師	平成14年12月16日	(03)3814-7921
(社) 日本形成外科学会	形成外科専門医	医 師	平成15年2月24日	(03)5814-5817
(社) 日本病理学会	病理専門医	医 師	平成15年2月24日	(03)5684-6886
(社) 日本内科学会	内科専門医	医 師	平成15年2月24日	(03)3813-5991
(社) 日本外科学会	外科専門医	医 師	平成15年4月25日	(03)3812-4251
(社) 日本糖尿病学会	糖尿病専門医	医 師	平成15年4月25日	(03)3815-4364
(社) 日本肝臓学会	肝臓専門医	医 師	平成15年4月25日	(03)3812-1567
(社) 日本感染症学会	感染症専門医	医 師	平成15年4月25日	(03)3473-5095
有限責任中間法人 日本救急医学会	救急科専門医	医 師	平成15年6月25日	(03)5840-9870
(社) 日本血液学会	血液専門医	医 師	平成15年6月25日	(075)752-2844

(社)日本循環器学会	循環器専門医	医 師	平成15年6月25日	(075)751-8643
(社)日本呼吸器学会	呼吸器専門医	医 師	平成15年8月25日	(03)3254-3103
(財)日本消化器病学会	消化器病専門医	医 師	平成15年8月25日	(03)3573-4297
(社)日本腎臓学会	腎臓専門医	医 師	平成15年8月25日	(03)5159-1051
(社)日本小児科学会	小児科専門医	医 師	平成15年8月25日	(03)3818-0091
(社)日本口腔外科学会	口腔外科専門医	歯科医師	平成15年11月19日	(03)5791-1791
(社)日本内分泌学会	内分泌代謝科専門医	医 師	平成15年11月19日	(075)752-2955
有限責任中間法人 日本消化器外科学会	消化器外科専門医	医 師	平成15年11月19日	(03)3221-5690
(社)日本超音波医学会	超音波専門医	医 師	平成15年12月3日	(03)3813-5540
特定非営利活動法人 日本臨床細胞学会	細胞診専門医	医 師	平成15年12月3日	(03)3915-1198
(社)日本透析医学会	透析専門医	医 師	平成16年3月1日	(03)5689-0260
(社)日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	医 師	平成16年3月1日	(03)3812-6226
(社)日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	医 師	平成16年3月1日	(03)5966-2031
(社)日本老年医学会	老年病専門医	医 師	平成16年3月1日	(03)3814-8104
特定非営利活動法人 日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医	医 師	平成16年3月1日	(03)3812-4253
特定非営利活動法人 日本血管外科学会	心臓血管外科専門医	医 師	平成16年3月1日	(03)3342-6111
特定非営利活動法人 日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医	医 師	平成16年3月1日	(03)5842-2301
特定非営利活動法人 日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医	医 師	平成16年6月29日	(03)3812-4253
特定非営利活動法人 日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医	医 師	平成16年6月29日	(075)254-0545
(社)日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医	医 師	平成16年6月29日	(03)3291-4111

特定非営利活動法人	日本小児外科学会	小児外科専門医	医 師	平成16年6月29日	(03)5814-5801
有限責任中間法人	日本神経学会	神経内科専門医	医 師	平成16年6月29日	(03)3815-1080
有限責任中間法人	日本リウマチ学会	リウマチ専門医	医 師	平成16年6月29日	(03)5251-5353
特定非営利活動法人	日本歯周病学会	歯周病専門医	歯科医師	平成16年10月5日	(03)3947-8891
有限責任中間法人	日本乳癌学会	乳腺専門医	医 師	平成16年10月5日	(03)3918-0111
有限責任中間法人	日本人類遺伝学会	臨床遺伝専門医	医 師	平成17年8月9日	(022)717-8141
(社)	日本東洋医学会	漢方専門医	医 師	平成17年8月9日	(03)3274-5060
特定非営利活動法人	日本レーザー医学会	レーザー専門医	医 師	平成17年8月9日	(03)3219-3571
特定非営利活動法人	日本呼吸器内視鏡学会	気管支鏡専門医	医 師	平成18年3月24日	(03)3238-3011
有限責任中間法人	日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医	歯科医師	平成18年3月24日	(03)3947-8891
有限責任中間法人	日本小児歯科学会	小児歯科専門医	歯科医師	平成18年3月24日	(03)3947-8891